

離婚届記載例

離婚届

令和 年 月 日 届出 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

通知(送付) 令和 年 月 日 第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(フリガナ) 夫 アカシ タイトウ 妻 アカシ マイコ

(1) 氏 名 明石 大道 明石 舞子

生 年 月 日 昭和 2 年 3 月 28 日 平成 62 年 7 月 15 日

住 所 兵庫県 明石市 中崎 1 丁目 5 番 1 号 兵庫県 西宮市 甲子園 1 丁目 9 番 3 号

(住民登録をして いるところ) ΔΔマンション 00 号

(2) 本 籍 兵庫県 神戸市 西区 玉津町 小山 180 番 3

(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)

筆頭者の 氏名 明石 大道

父母及び養父母 の 氏 名 父の父 明石 大観 続き柄 二男 妻の父 魚住 新明 続き柄 女

母 大久保 山甲 母 二見 松江

(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください)

養父 続き柄 養父 二見 港 続き柄

養母 明石 藤江 養子 養母

(3) 離婚の種別 ☒協議離婚 ☐調停 令和 年 月 日成立 ☐和解 令和 年 月 日成立

☐審判 令和 年 月 日確定 ☐請求の認諾 令和 年 月 日認諾

☐判決 令和 年 月 日確定

(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍 ☐夫 は ☐もとの戸籍にもどる ☒妻 は ☒新しい戸籍をつくる

☐同時 77条の2の届出

兵庫県 尼崎市 東七松町 一丁目 23 番 地 筆頭者の 氏名 二見 舞子

(5) 未成年の子の 氏 父母双方が親権を行う子 明石 あかば 明石 港

父(夫)が親権を行う子

母(妻)が親権を行う子 明石 苗

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

(協議離婚で親権者の定 めをした場合)相違な ければ、それぞれが2の ようにしろしをつけてく ださい。

夫 ☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。

妻 ☒離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。

連絡先 夫 電話 090-XXXX-0000 妻 電話 090-XXXX-0000

・離婚届を提出しても住所は 変わりません。

・住所の変更がある時は、住民 異動届を執務時間内に提出し てください。

・婚姻前の氏にもどる場合は、婚 姻前の戸籍にもどるか、自分で 新しく戸籍をつくるかを選ん で記入してください。

・離婚後も婚姻中と同じ氏を称 する場合は、この欄は記入せず 離婚届と同時に【離婚の際に称 していた氏を称する届】を提出 してください。

※記入がなく、同時に【離婚の際 に称していた氏を称する届】の 提出がない場合は、婚姻前の氏 と戸籍にもどることになりま す。

婚姻中の氏に変更したい場 合は、【離婚の際に称していた 氏を称する届】を離婚日から3 か月以内に提出してください。

＜届出時の本人確認につ 届出時に本人確認を実 行する場合は、本人確認 票をお持ちください。＞

未成年の子どもがいるときは、それぞれの夫妻が、必ず2のように しるしをつけてください。

しるしが漏れていると、受理できない場合がありますので、かならず事 前にチェックしたうえで持参ください。

＜持参するもの＞

- ・離婚届書 1通
- ・離婚の際に称していた氏を称する届書 1通（婚姻中の氏を継続する場合）
- ・届書に押した夫と妻の印鑑（押印した場合）
- ・調停調書のとう本や審判書又は判決書のとう本及び確定証明書（裁判所による調停・審判・判決で離婚する場合）
- ・持参者の身分証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）

(6) 同居の期間 昭和・平成・令和 元 年 11 月 から 平成・令和 8 年 1 月 まで

(7) (同居を始めたとき) (別居したとき)

(8) 別居する前の 住 所 ☒夫(妻)の住所と同じ 番地 番 号

(9) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と ☐1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または 1年未満の契約の雇用者は5） ☒4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☒5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6.仕事をしている者のいない世帯

(10) 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業

その他 ☐新本籍確認済 ☐新本籍は街区符号 ☐復籍戸籍確認済

届出人署名 夫 明石 大道 妻 明石 舞子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 朝霧 太郎 印 人丸 花子 印

(※押印は任意)

生 年 月 日 平成 57 年 4 月 6 日 昭和 8 年 11 月 12 日

住 所 兵庫県 明石市 大久保町 大窪 612番地の1 兵庫県 明石市 貴山寺2丁目 15番21-000号

本 籍 兵庫県 明石市 二見町 東二見 457番 2 兵庫県 神戸市 中央区 加納町 6丁目 5 番地

◎署名は必ず本 人

・必ず本人が署名し てください。

・押印は任意です。 押印する場合は 夫婦で別々の印 鑑を押してくだ さい。

□には、あてはまるものに□のようにする

今後も離婚の際に称していた氏を称する場 に『離婚の際に称していた氏を称する届』 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげ 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

・協議離婚の場合、証人は必ず成人2人の署名が必要です。押印は任意です。

・裁判所による調停・審判・判決で離婚する場合は、証人は不要です。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☐取決めをしている。 ☒まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決 定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☐取決めをしている。 ☒まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法 で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めを している場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

☐取決めをしている。 ☒まだ、決めていない。

※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、

該当する子がある場 合は、必ずしるしをつ けてください。

- ・未成年の子どもがいるときは、親権（共同親権・単独親権）をどうするか決めて、 該当欄に子の氏名を記入してください。
- ・親権を決めないときは、家事審判又は家事調停の申立てをして、該当欄に子の氏名 を記入してください。
- ・※離婚しても子どもの戸籍は変わりません。
- 子どもの戸籍を変えたい場合は、離婚届出の後に、住所地の家庭裁判所で『子の氏 変更』の許可を得て、【入籍届】を提出してください。